

愛知県教科用図書採択地区の設定の一部改正について

このことについて、愛知県教科用図書採択地区の一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年2月5日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、現行の採択地区の適正規模について、転出入児童生徒の負担軽減、教職員研修の深まり、望ましい調査研究の実施等を視点に協議・検討した結果、採択地区の一部改正する必要があるからである。

教科用図書採択地区の設定の一部改正の概要

1 改正内容

採択地区名	構成市・郡（町村）名
尾張東部地区	小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡（東郷町）、西春日井郡（豊山町）
尾張西部地区	江南市、犬山市、稲沢市、一宮市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
海部地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町）
西三河地区	岡崎市、刈谷市、安城市、碧南市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡（幸田町）
豊田・みよし地区	豊田市、みよし市
東三河地区	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、 <u>新城市</u> 、北設楽郡（ <u>設楽町</u> 、 <u>東栄町</u> 、 <u>豊根村</u> ）
名古屋地区	名古屋市

2 施行期日

令和2年4月1日

(案)

愛知県教育委員会告示第 号

昭和 39 年愛知県教育委員会告示第 9 号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

告示文中「中学校」を「中・義務教育学校」に改める。

表新城・設楽地区の項を削り、同表東三河地区の項中「田原市」の次に「、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）」を加える。

教科用図書採択地区の設定の一部改正新旧対照表（案）

（新）

愛知県教科用図書採択地区の設定
 （昭和 39 年 4 月 1 日教育委員会告示第 9 号）
 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、愛知県公立小・中・義務教育学校の教科用図書の採択地区を次のように設定する。

採択地区名	構成市・郡（町村）名
尾張東部地区	小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、名古屋市、長久手市、愛知郡（東郷町）、西春日井郡（豊山町）
尾張西部地区	江南市、犬山市、稲沢市、一宮市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
海部地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町）
西三河地区	岡崎市、刈谷市、安城市、碧南市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡（幸田町）
豊田・みよし地区	豊田市、みよし市
東三河地区	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、 <u>北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）</u>
名古屋地区	名古屋市

（旧）

愛知県教科用図書採択地区の設定
 （昭和 39 年 4 月 1 日教育委員会告示第 9 号）
 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、愛知県公立小・中学校の教科用図書の採択地区を次のように設定する。

採択地区名	構成市・郡（町村）名
尾張東部地区	小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、名古屋市、長久手市、愛知郡（東郷町）、西春日井郡（豊山町）
尾張西部地区	江南市、犬山市、稲沢市、一宮市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
海部地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町）
西三河地区	岡崎市、刈谷市、安城市、碧南市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡（幸田町）
豊田・みよし地区	豊田市、みよし市
新城・設楽地区	新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）
東三河地区	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
名古屋地区	名古屋市

教科用図書採択について

1 採択の権限

市町村立の小・中・義務教育学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にある。県教育委員会は、市町村教育委員会に教科書採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助をする立場にある。

2 採択の方法

採択の方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められている。

- (1) 教科書発行者は、国の検定を受けた見本本を県教育委員会や市町村教育委員会に送付する。
- (2) 県教育委員会は、採択基準を示すとともに、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択の参考資料となる「選定資料」を作成し市町村教委に送付する。

この調査・研究を行うに当たり、県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置し、その下に教科書の調査・研究を行う調査員を置く。

- (3) 市町村教育委員会は、県の作成した選定資料を参考に、見本教科書を調査・研究した上で1種目につき1種類の教科書を採択する。

ただし、名古屋市を除く市町村では、調査研究に限界があるため、次のように周辺の市町村と共同で採択事務を行う。

【 共同採択 】

- (1) 各採択地区に採択地区協議会（構成員：各教育委員会関係者、教員、保護者）を設け、共同採択を行う。
- (2) 各採択地区協議会はその下に、独自に教科書を研究調査するため、学校の教員からなる研究員を置き共同調査・研究を行う。
- (3) 採択協議会は、その地区にふさわしい教科書を協議し、その結果を受けて各市町村教育委員会が採択する。

【県内の採択地区（9地区）】

尾張東部 尾張西部 海部 知多 西三河 豊田・みよし 新城・設楽 東三河 名古屋

3 小・中学校の教科書の検定・採択の周期 ◎◆検定 △▲採択 ○●使用開始
(◆▲●は「特別の教科 道徳」)

		H28	H29	H30	H31 R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小 学 校	検 定	◆	◎	◎				◎		
	採択替え		▲	△	△				△	
	使用開始			●	○	○				○
中 学 校	検 定		◆	◎	◎				◎	
	採択替え			▲	△	△				△
	使用開始	○			●	○	○			

○ 関係法令抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

愛知県教科用図書採択地区の設定

(昭和 39 年 4 月 1 日教育委員会告示第 9 号)

(最終改正平成 23 年 12 月 27 日教育委員会告示第 24 号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、愛知県公立小・中学校の教科用図書の採択地区を次のように設定する。

採択地区名	構成市・郡（町村）名
尾張東部地区	小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡（東郷町）、西春日井郡（豊山町）
尾張西部地区	江南市、犬山市、稲沢市、一宮市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
海部地区	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町）
西三河地区	岡崎市、刈谷市、安城市、碧南市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡（幸田町）
豊田・みよし地区	豊田市、みよし市
新城・設楽地区	新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）
東三河地区	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
名古屋地区	名古屋市

教科用図書採択地区の適正規模化について

国（文部科学省）の考え

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の意向を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めることが必要。

（平成 14 年 7 月 31 日「教科書制度の改善について」検討のまとめ（概要）（抄））

今回の改正により市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、都道府県教育委員会にあつては、域内の市町村教育委員会の採択地区に関する意向の把握に努めること。

（平成 26 年 4 月 16 日付け 26 文科初第 140 号「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について（通知）」）

今回の採択地区見直し手続き順序

1 教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認（6月）

市町村教育委員会の採択地区の見直し要望・意向を確認する。

⇒ 本年度は、新城市、設楽町、東栄町、豊根村各教育委員会から見直し希望（新城・設楽採択地区と東三河採択地区を同一採択地区としたい）が提出される。

2 東三河採択地区市町村教育委員会の意思確認（10月）

⇒ 豊橋、豊川、蒲郡、田原の4市すべてが、新城・設楽採択地区と同一採択地区とすることが望ましいと回答。

3 愛知県教科用図書採択地区適正規模化検討会議（12月）

【主な意見】

- ・ 採択地区協議会事務局については、町村教育委員会も担当すると思うが、比較的負担の少ない年度に行うなど、工夫するとよい。
- ・ 東三河4市は、教員同士の交流、研修の深化、教員の力量向上等、様々な視点から一つの採択地区となることをポジティブに捉えている現状がある。
- ・ 「都道府県教育委員会は、自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮し、採択地区の適正規模化に努めること」と文部科学省は通知しているが、「的」を「圏」と置き換えてみた時、地域住民の「東三河」に対する意識は、8市町村のことを指すのではない。

【まとめ】

新城・設楽採択地区と東三河採択地区を一つの採択地区とする方向でよい。

4 採択地区見直し案の作成（1月）

5 愛知県教科用図書採択地区の変更に係る意見について（1月）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第2項の規定により、新城・設楽採択地区及び東三河採択地区の8市町村教育委員会に対し、あらかじめ採択地区変更に関する意見を聞く。

⇒ 8市町村ともに採択地区の変更に関し、「異議なし」と回答。